

国民健康保険

国民健康保険の加入・脱退

国保年金課資格賦課係

☎5722-9810 FAX5722-9339

●加入しなければならないかた(強制加入)

次の①～③を除くすべてのかたは、国民健康保険に必ず加入しなければなりません。外国籍のかたも、3カ月を超えて日本に滞在するかたは、加入する必要があります。

- ①職場の健康保険や国保組合などに加入しているかた
- ②生活保護を受けているかた
- ③外国籍のかたで、在留資格が短期滞在若しくは外交のかた、特定活動のうち医療を受ける目的または医療を受けるかたの日常の世話をする目的のかた、在留期限が切れているかた

●手続きに必要なもの(主な場合)

いずれの場合も下記のものほかに、本人確認できるもの(運転免許証、パスポートなど)とマイナンバーカード又は通知カードをお持ちください。

加 入	転入時	—
	職場の健康保険をやめたとき	退職日・職場の健康保険の資格喪失日が分かるもの
脱 退	転出時・出国時	国保の被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	職場の被保険者証 国保の被保険者証

届け出は、必ず14日以内にしてください。届け出が遅れた場合は、P66「賦課決定の期間制限」をご覧ください。

参照▶ P21「葬儀」、P30「出産育児一時金」

●高齢受給者証の交付

70歳～74歳のかたには「国民健康保険被保険者証」のほかに一部負担金割合を記載した「高齢受給者証」を交付します。一部負担金割合は、前年の所得等を基に世帯ごとに判定しますが、生年月日が昭和19年4月1日以前のかたは1割、昭和19年4月2日以降のかたは2割となります。ただし、一定基準所得以上の世帯のかたは3割です。

70歳の誕生日の翌月(1日生まれのかたは誕生月)から有効となります。該当月の前にお送りします。

75歳からは、後期高齢者医療制度の該当者となります。

参照▶ P56「後期高齢者医療制度」

保険給付

国保年金課給付係

☎5722-9811 FAX5722-9339

●療養の給付

国民健康保険の加入者(被保険者)が被保険者証を提示して保険医療機関などで診療を受けた場合、本人は自己負担分(1～3割)を支払い、残りを区(国民健康保険)が負担します。

●療養費

旅行先での急病のため診療時に被保険者証を提示できず、医療費の全額を支払ったとき、また、海外で診療を受けたとき(旅行前に用紙2種類を窓口で受領しておく)、申請により区が認めたものについては、保険給付相当額が支給されます。このほか、はり・きゅう、マッサージ、柔道整復師(接骨師)の施術費、輸血(生血)の費用、治療用装具(コルセット)などの費用が、申請により支給される場合があります。

●移送費

疾病や負傷により移動することが著しく困難な場合に、医師の指示により保険診療を受けるため病院や診療所に緊急に移送されたとき、申請により区が認めたものについては移送費が支給されます。

●高額療養費

国民健康保険の加入者が保険医療機関などで診療を受け、同じ月内に保険診療分として多額の自己負担金を支払い、その金額が一定の基準額を超えた場合は、申請により超えた分が高額療養費として後日支給されます(3～4か月後、該当する世帯の世帯主あてに申請書が送付されます)。

●高額医療・高額介護合算

1年間(8月1日～翌年7月31日)の国民健康保険の自己負担額と介護保険の自己負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えたときに、それぞれの制度から支給されます。

●特別療養費

資格証明書を提示して、保険医療機関などで診療を受け、医療費などを全額支払ったとき、申請により特別療養費が支給されます。

交通事故などの届け出

国保年金課給付係

☎5722-9811 FAX5722-9339

交通事故や傷害事件など第三者によってけがをさせられ、国民健康保険を使って診療を受けるときは必ず届け出が必要です。事故の状況をお聞きしたうえで届け出書類を提出していただくこととなりますので、まず電話でご連絡ください。ただし、工作中(通勤途中も含む)のけがや、けんかや飲酒が原因のけが、飲酒運転など違法行為が原因のけがなどは、国民健康保険による診療が受けられない場合があります。

国民健康保険料

国民健康保険料
国保年金課資格賦課係 ☎5722-9810
// 収納係 ☎5722-9610
国保年金課 ☎5722-9339

●保険料の計算(資格賦課係)

国民健康保険料は①基礎分(医療分)保険料と、②後期高齢者支援金分保険料、③介護分保険料(40～64歳のかたのみ)の合計額が年間保険料です(年度途中の加入・脱退は月割計算)。保険料は加入者全員の前年の所得を基に計算します。詳しい計算方法については、お問い合わせください。

●賦課決定の期間制限(資格賦課係)

国民健康保険法第110条の2の規定により、保険料賦課決定の期間制限が定められています。加入の手続きが遅れると遡って保険料を支払わなければなりません。また、脱退の手続きが遅れて、期間制限に該当した場合は、過払いとなった保険料をお返しすることができませんので、ご注意ください。

●失業されたかたの保険料軽減(資格賦課係)

解雇・倒産・雇用期間満了などの理由で失業したかたのうち、次の要件をすべて満たすかたは、22年度分の保険料から軽減を行っています。軽減を受けるためには申請が必要です。申請方法などの詳細はお問い合わせください。

要件 次の①～③をすべて満たすかた

①21年3月31日以降に離職し、離職理由が雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職したかた)または特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職したかた)

②雇用保険の手続きをして雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11・12、21～23、31～34」のかた

③離職日の年齢が65歳未満のかた

※国民健康保険に新規に加入されるかただけでなく、すでに加入中のかたも含まれます。

軽減内容

前年の給与所得を100分の30とみなして保険料を算定。軽減期間は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで(例:29年10月31日離職…29年11月から31年3月まで軽減)

申請期限

申請が遅れると、軽減ができない場合があります。

●保険料の減免制度(資格賦課係)

災害・病気・倒産・解雇などの特別な事情により、一時的に生活が困難となった場合には、審査のうえ減免措置が受けられることがあります。

●保険料の支払い(収納係)

保険料の納期限は毎月末日(ただし、末日が金融機関の休業日のときは翌営業日)です。納付書は、世帯主あてにお送りします。納期限内にお支払いください。

●口座振替(収納係)

保険料の支払いには、納め忘れのない口座振替が便利です。

●保険料の特別徴収(資格賦課係・収納係)

世帯の国保加入者全員が65～74歳の場合は、口座振替納付世帯など一定の条件に該当する場合を除き、世帯主の年金からの特別徴収となります。

口座振替をお申し込みいただくと、お支払い方法を特別徴収から口座振替に変更できます。

●保険料の納付証明書(収納係)

支払った保険料について、納付証明書を発行します。

参照▶ P22・23「戸籍・住民票・納税証明など」

保険料の納付相談

税務課徴収第一～三係 ☎5722-9829～32
☎5722-9812 ☎5722-9324

保険料を納期限内に納めていないと、督促や催告を受けるほか、電話や訪問を行うこともあります。必ず納期限内にお支払いください。収入が減少するなどして保険料の納付が困難になった場合には、生活状況に応じた納付方法についてご相談ください。

●延滞金

納期限を超過すると延滞金が加算されます。延滞金については納期限後3か月は年7.3%を上限に、それ以降の期間は年14.6%を上限に、毎月1月1日から適用される割合で計算されます。

医療費の貸し付けと減額・免除

国保年金課給付係
☎5722-9811 ☎5722-9339

●高額療養費の貸し付け

突然の入院などで医療費の一部負担金の支払いにお困りのかたに、高額療養費資金の貸し付けを行います。ただし、後日、高額療養費が支給される見込みのかたに限ります。

●医療費の一部負担金の減額・免除

災害・失業などによって生活が一時的に困難となり、医療費の一部負担金の支払いができないときは、一定の基準に基づいて審査し、減額・免除する制度があります。お困りのかたはご相談ください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関に被保険者証(70歳以上のかたは併せて高齢受給者証)と「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、1か月の医療費の一部負担金が自己負担限度額(下表)までの支払いとなります。事前に国保年金課給付係で「限度額適用認定証」等の交付申請をしてください。

70歳未満のかた

高額療養費所得区分 (算定基礎額※)	自己負担限度額
901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円

※算定基礎額は基礎控除後の総所得金額等で、世帯全員を合計したものです。

70歳以上75歳未満のかた(30年7月まで)

高額療養費所得区分	自己負担限度額	
	外 来	入 院
現役並み (住民税課税所得 145万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費 -267,000円)×1%
一般 (住民税課税所得 145万円未満)	14,000円	57,600円
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 (所得が一定基準以下)		15,000円

70歳以上75歳未満のかた(30年8月から)

高額療養費所得区分	自己負担限度額	
	外 来	入 院
現役並み (住民税課税所得 690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	
現役並み (住民税課税所得 380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	
現役並み (住民税課税所得 145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	
一般 (住民税課税所得 145万円未満)	18,000円	57,600円
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 (所得が一定基準以下)		15,000円

入院時の食事代

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関で提示すると、1食につき360円(30年4月からは1食につき460円)の標準負担額が下表のとおり減額されます。住民税非課税世帯に該当するかたは、事前に認定証の交付申請をしてください。

所得区分		標準負担額
住民税 非課税世帯	90日までの入院 (過去12か月間の入院日数)	1食につき210円
	90日を超える入院 (過去12か月間の入院日数)	1食につき160円
70歳以上で住民税非課税世帯 (所得が一定基準以下)		1食につき100円

●結核・精神医療給付金の支給

「結核・精神医療給付金受給者証」の交付を受けているかたが、受給者証に記載された東京都外の医療機関で受診し、結核給付金は5%、精神給付金は10%を支払った場合、申請により自己負担分が支給されます。

特定健康診査・特定保健指導

国保年金課特定保健指導係

☎5722-9024 ☎5722-9339

40歳以上の加入者に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。その健診結果から生活習慣の改善が必要と判断されたかたに、特定保健指導として生活習慣を見直すサポートを行います。特定健康診査の実施期間は6/1～11/30です。10月、11月は大変混みますので、早めの受診をお願いします。お手元に目黒区特定健康診査受診券がないかたは、健康推進課成人保健係(☎5722-9589)にお問い合わせください。

参照▶ P42「各種健康診査・検診・相談一覧」

保養施設

国保年金課管理係

☎5722-9809 ☎5722-9339

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の健康増進を図るため、指定旅館の宿泊料割引、日帰り海の家(三浦海岸)の利用料割引を行います。

指定旅館は、関東近県の宿泊施設を指定し、一般より割安な料金で、年間何回でもご利用になれます。